

岐阜県豚熱緊急対策資金保証料補助金交付要綱

平成 31 年 3 月 25 日農経第 1484 号
最終改正 令和 3 年 4 月 1 日農経第 110 号

第 1 総則

県は、岐阜県豚熱緊急対策資金運営要綱（平成 31 年 3 月 25 日付け農経第 1483 号。以下「運営要綱」という。）に基づく資金を借り受けた農業者の債務に付された信用保証について、農業者の負担軽減を図るため、岐阜県農業信用基金協会（以下「基金協会」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和 57 年岐阜県規則第 8 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

第 2 補助金の交付の対象

知事は、基金協会が第 1 に規定する資金を借り受ける農業者に対して信用保証を付し、その保証料を徴しない場合、当該保証料に相当する額を基金協会に補助する。

第 3 補助金の額

補助金の額は、保証金額に 0.47% を乗じて算定した信用保証料として、予算の範囲内で知事が認める金額とする。

第 4 補助金の申請

補助金の申請者は、基金協会とする。

- 基金協会は、4 月初日から翌年 3 月末日までに貸付けが実行されるものについて、第 3 に定める補助金の額を記載した豚熱緊急対策資金保証料補助金交付申請書（様式第 1 号）に、関係書類を添付し、これを知事に提出するものとする。

第 5 補助金の交付決定の通知

規則第 5 条の規定による交付決定の通知は、豚熱緊急対策資金保証料補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により基金協会に通知するものとする。

第 6 補助事業の変更

基金協会は、事業に要する経費等の重要な変更をするときは、豚熱緊急対策資金保証料補助金交付変更申請書（様式第 3 号）を知事に提出し、豚熱緊急対策資金保証料補助金交付変更決定通知書（様式第 4 号）により、その承認を受けなければならない。

第 7 実績報告書

基金協会は、貸付けの実行の日から起算して 25 日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、豚熱緊急対策資金保証料補助金実績報告書（様式第 5 号）に関係書類を添付し、これを知事に提出するものとする。

第 8 額の確定

知事は、第 7 に定める実績報告書が提出されたときは、内容を審査し、補助金の額を確定し、基金協会に通知するものとする。

- 知事は、第 9 第 3 項に基づき概算払を行った場合、前項により確定した補助金の額との過不足額を精算するものとする。

第 9 補助金の請求等

基金協会は、額の確定後、知事に対し、豚熱緊急対策資金保証料補助金交付請求書（精算払）（様式第 6 号）により補助金の交付を請求するものとする。

- 知事は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から 30 日以内に補助金を基金協会へ支払うものとする。

- 3 知事が必要と認めるときは、概算払により交付することができる。
- 4 基金協会は、前項の規定による交付を受けようとするときは、豚熱緊急対策資金保証料補助金交付請求書（概算払）（様式第7号）により請求するものとする。
- 5 知事は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から14日以内に補助金を基金協会へ支払うものとする。

第10 補助金交付決定の取消し等

知事は、基金協会が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 虚偽、その他不正の行為があったとき。

第11 補助金の精算

基金協会は、第1に規定する資金が繰上償還されたこと等により保証料を減額したときは、交付を受けた補助金のうち、次の算式により算定された額を県に返還するものとする。

県から交付を受けた補助金額 - 減額後の保証料額

- 2 基金協会は、前項の規定により補助金の返還をするときは、速やかに豚熱緊急対策資金保証料補助金精算書（様式第8号）を知事に提出するとともに、知事の命令を受けてこれを返還しなければならない。

第12 調査

知事は、この要綱に基づく補助金について必要と認めるときは、基金協会から報告を求め、又は調査を行うことができる。

第13 その他

この要綱の運用に関し疑義のある場合は、知事が基金協会と協議して定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成31年3月25日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年12月2日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。